

神戸市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民相互のコミュニケーションの円滑化を推進するため、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者（以下「聴覚障害者等」という。）に、手話通訳者、要約筆記者（奉仕員）（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣する等の支援を行うことにより、聴覚障害者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 前条の目的を達成するため、神戸市意思疎通支援事業（以下「本事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者の養成及び研修に関する業務
- (2) 意思疎通支援者の登録に関する業務
- (3) 意思疎通支援者の派遣に関する業務
- (4) 手話通訳者の区役所への配置に関する業務
- (5) 前号を行う連絡調整業務等担当者の設置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本事業の実施に必要と認められる業務

(事業の実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、神戸市とする。

(事業の委託及び監督等)

第4条 市長は第2条に規定する業務を市長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

- 2 市長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による市長の監督を受け、市長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(意思疎通支援者の登録)

第5条 意思疎通支援者として登録を希望する者は、神戸市意思疎通支援者登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を基に登録とする。
- 3 意思疎通支援者としての登録を辞退するときは速やかに神戸市意思疎通支援者辞退届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(意思疎通支援者の責務)

第6条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる

事項を守らなければならない。

- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
 - (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。
- 2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者の登録を辞した後にも適用する。

(派遣の対象者等)

第7条 本事業による支援の対象者は、市内に居住する、聴覚障害者等であつて、身体障害者手帳を所持する者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は県外の市区町村長等から手話通訳者等の派遣依頼があるときは、当該市区町村の聴覚障害者を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、神戸市内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする神戸市外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。
- 4 前各項の外、市長が必要と認める者

(派遣の内容)

第8条 本事業による派遣は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 派遣の対象者が、福祉事務所等公的機関及び医療機関等において社会生活上必要不可欠な用務のために支援を要する場合
- (2) 派遣の対象者が、社会参加のための資格取得や技能を向上させるための講習を受講するうえで支援を要する場合
- (3) 要約筆記を必要とする対象者が集まる会議において、プロジェクターやパーソナルコンピュータ等の機器を使用して、会議参加者等相互の意思疎通に支援を要する場合
- (4) 前各号の外、市長が必要と認める場合

(派遣の区域)

第9条 第7条による派遣は、原則として神戸市内を対象地域とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、意思疎通支援者を神戸市外に派遣することができるものとする。ただし、市長は、派遣先が遠隔地等の理由により兵庫県下の他の市町村へ意思疎通支援者を派遣することができないときは、ひょうご通訳センターへ派遣依頼できるものとする。
- 3 派遣先が兵庫県外で意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市区町村等の意思疎通支援者の派遣依頼をすることができるものとする。

(派遣申請)

第10条 意思疎通支援者の派遣を申請することができるもの(以下「申請者」という。)は、次の号に掲げるものとする。

- (1) 第7条に規定する聴覚障害者等
 - (2) 神戸市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等、神戸市内の教育機関の職員等
 - (3) 障害者福祉サービスに関する調査等を行うもの
 - (4) 介護に関する認定調査等を行うもの
 - (5) 前各項の外、市長が必要と認める者
- 2 申請者は、利用する日の原則7日前までに、「手話通訳者派遣申請書兼決定通知書」(様式第3号)・「要約筆記者(奉仕員)派遣申請書兼決定通知書」(様式第4号)を、本事業受託者に提出して申請しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急に派遣を必要とする場合で、必要かつやむを得ないと認められる場合は、本事業受託者への電話等の方法により申請できるものとする。ただし、事後すみやかに前項に掲げる手続きを行わなければならない。

(派遣の決定)

第11条 本事業受託者は、意思疎通支援者の派遣申請を受付けたときは、内容を審査し、派遣の可否を決定し、派遣決定を行った場合には、派遣する日の3日前までに、「手話通訳者派遣申請書兼決定通知書」(様式第3号)・「要約筆記者(奉仕員)派遣申請書兼決定通知書」(様式第4号)により、申請者に通知しなければならない。また、却下の決定を行った場合には、すみやかに、「意思疎通支援者派遣却下通知書」(様式第4号)により、申請者に通知しなければならない。

(利用者の費用負担)

第12条 意思疎通支援者の派遣に要する利用者の費用負担は原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は利用者が負担するものとする。

(報告)

第13条 手話通訳者等は、意思疎通支援業務終了後、すみやかに「手話通訳活動報告書」(様式第5号)・「要約筆記活動報告書」(様式第6号)を作成し、本事業受託者に提出しなければならない。

(派遣の報酬等)

第14条 市長は、様式第5・6号により、適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を意思疎通支援者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第7条第2項について意思疎通支援者を派遣したときは、別表に定める基準により、神戸市が当該市町村等へ報酬等を請求し意思疎通支援者に支払うものとする。

3 市長は第9条第2項ただし書きの派遣依頼を行ったときは、別表の定める基準により、その報酬等を神戸市が負担するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、市長は第9条第3項の派遣依頼を行ったときは、他市町村等の定める基準により、その報酬等を神戸市が負担するものとする。

(細則)

第15条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成19年4月1日より施行する。ただし、施行日から平成19年4月15日までの間は、第9条の規定にかかわらず、手話通訳者の配置時間は、神戸市コミュニケーション確保事業実施要綱（平成16年4月1日保健福祉局長決定。以下「旧要綱」という。）第8条2項によるものとする。

(旧要綱の廃止)

- 2 旧要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月30日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。